

## 川崎市都市計画審議会委員公募要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市都市計画審議会の委員（以下「委員」という。）の公募実施に当たり、当該委員の公募方法等について必要な事項を定めるものとする。

(公募の人数)

第2条 公募委員の人数は、4人以内とする。

(申込者の資格)

第3条 委員の公募に申し込むことができる者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 原則として年齢18歳以上の者
- (2) 本市に引き続き1年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 市職員でない者。ただし、市退職職員は申し込むことができる。

(申込書等)

第4条 申込者は、次の各号に掲げる事項を記載した申込書に小論文（800字程度のもの）を添付して提出するものとする。

- (1) 申込者の住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (2) 現在の職業
- (3) 市民となった日
- (4) 職歴（主なもの）
- (5) 活動経験
- (6) 申し込んだ理由

2 申込書及び小論文の様式は、自由とする。

3 申込書及び小論文は、返還しないものとする。

(選考方法等)

第5条 公募による委員の選考は、申込書及び小論文を対象に行う。

2 前項の選考は、まちづくり局に川崎市都市計画審議会公募委員選考委員会を設置して行うものとする。

3 選考の結果については、当該申込者に通知するものとする。

(特例)

第6条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、公募によらないで委員を選任することができる。

(1) 申込期限までに申込みがなかったとき。

(2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。

(3) 選考の結果、該当者がなかったとき。

(4) 申込者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

(5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより、公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

(6) 選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月28日から施行する。

附 則

この要領は，令和 5 年 3 月 6 日から施行する。